

## 平成 26 年第 4 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 26 年 3 月 14 日（金）午後 2 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

### ■議案

- 議案第 6 号 松阪市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議案第 7 号 松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第 8 号 松阪市スポーツ推進計画策定委員会規則の制定について
- 議案第 9 号 松阪市障がい児就学支援委員会規則の一部改正について

### ■報告事項

- 1 平成 25 年度松阪市障がい児就学支援委員会について
- 2 公益財団法人鈴屋遺蹟保存会（本居宣長記念館）補助金交付要綱の全部改正について
- 3 指定無形民俗文化財保存活動事業補助金交付要綱の全部改正について
- 4 殿町武家屋敷生垣等保存整備事業補助金交付要綱の全部改正について
- 5 文化財保存整備事業補助金交付要綱の全部改正について
- 6 景観保全整備事業補助金交付要綱の廃止について
- 7 松阪市みえスポーツフェスティバル派遣費補助金交付要綱の一部改正
- 8 松阪市体育協会加盟団体育成強化補助金交付要綱の一部改正について
- 9 松阪市スポーツ少年大会等補助金交付要綱の一部改正について
- 10 松阪市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について
- 11 松阪市総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金交付要綱の一部改正について
- 12 児童・生徒の問題行動等について
- 13 松阪市小中学校・幼稚園備品管理規程の一部改正について
- 14 松阪市いじめ防止基本方針（仮称）の策定について

その他

委員長                   ただ今から、平成26年第4回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長                   それでは、議案第6号「松阪市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長                   ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第6号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長                   挙手全員でございます。よって、議案第6号は可決いたしました。次に、議案第7号「松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を事務局から説明願います

(事務局説明)

委員長                   ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。  
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第7号を可決す  
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長                   挙手全員でございます。よって、議案第7号は可決いたしました。  
次に、議案第8号「松阪市スポーツ推進計画策定委員会規則の制定につ  
いて」を事務局から説明願います

(事務局説明)

委員長                   ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。  
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第8号を可決す  
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長                   挙手全員でございます。よって、議案第8号は可決いたしました。  
次に、議案第9号「松阪市障がい児就学支援委員会規則の一部改正につ  
いて」を事務局から説明願います

(事務局説明)

- 委員長                   ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。
- 委員                     第5条が削除になりますが、その代わりに職員の方が担当になるということですが、その件はこの改定案のどこかに記載がありますか。
- 事務局                   この規則の中では組織の見直しということしか記載していませんが、第1条の改定の中の、相談についての判定という部分を就学先についての判定ということに改めています。就学支援委員会規則となっている中の、委員会の委員が第4条に書いてあります。委員会の委員の意見等と、相談機能を合わせて教育委員会として総合的に就学先を決定するというのであります。ですので、規則自身に明示されているわけではありません。
- 委員                     そういったことになるということはどこか興味を持ったものを見ると一目瞭然にわかるような条文なり規則なり、別に定められたものがあるのででしょうか。
- 事務局                   松阪市としてはこの規則だけとなります。
- 委員                     私は今の説明を伺うことができましたので、理解することができましたが、公表されているものだけを見て理解できるかどうかという部分が疑問に感じます。
- 事務局                   そのことについては本年度の就学支援委員会でも意見が出されておりました、図をわかりやすく学校、保護者に示していくことで、わかりやすくなるだろうということでご意見いただいておりますので、そのように対応させていただこうと考えております。
- 委員                     もっと直接的に書類として公表されているものに明記されている方がよくわかるような気もしますが、運用の中で対応されていくということですが、それはなかなか見えにくいものですよね。少し疑問が残る部分もありますね。
- 委員長                   その他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。   ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第9号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長                   挙手全員でございます。よって、議案第9号は可決いたしました。議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項1から14を事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長                   ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員                   問題行動等の中学生の部分についてですが、家出・無断外泊が5件ということですが、友達の家泊まったということですが、無断外泊をした生徒とその保護者への指導なり助言に加えて、泊めた側についても指導なり配慮なりはされるのでしょうか。

事務局                   ご指摘いただいたように外泊をした生徒への指導については保護者も交えてしっかりと行います。子どもが家出をする背景も様々ですので、丁寧に対応するとともに、泊めた側についても、学校を卒業した者である場合等については関係機関と連携しながら指導・助言をしていただきます。同じ学生の場合は外泊をした場合と同様に、保護者を交えて指導を行っております。

委員                   松阪市障がい児就学支援委員会についてですが、保護者からの相談の中の取り下げ5名のケースについては通常学級にいったというケースではなく、途中で相談が打ち切りになったということでしょうか。

事務局                   取り下げの5名というのは、保護者と学校・園が相談しそこで合意をされて就学支援委員会の方に相談があがってくるシステムなのですが、

相談をあげた後学校、園でさらに相談を進める中、保護者から来年度は特別支援学級に在籍する等のことをもう少し見直したいというご希望から、取り下げになったものです。

委員長 年齢の低年齢化を言わせていただきましたが、窃盗・万引きが小学校において中学校よりも多いのですが、あくまで参考でよいのですが、学校・地区に偏りは見受けられますか。

事務局 年によって繰り返し行われるという場合があったり、初期の段階で指導できない場合等、しばらく蔓延しているということがあります。ひとつの行動を指導していけば、それに続いてでてくるということもあります。ただ、特定の学校・地域でということはありません。発見次第丁寧に指導していくことと、経過観察をしっかりとしていきたいと思っています。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項 1 から 14 は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項 1 から 14 は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 先程ご意見いただいております件について、もう少し補足してご説明させていただきます。松阪市障がい児就学支援委員会規則改正前のものですが、この改正前の部分は平成 19 年に改正をしております、それまでの名称は松阪市障がい児就学指導委員会というものであります。平成 19 年に特別支援教育が実施されたことを受け、就学指導ではなく、就学支援をしていくということで改正されております。就学支援委員会の趣旨としましても、今回の学校教育法施行令の一部改正の趣旨を十分に考えつつ、保護者、本人の希望であったり、安心安全な就学支援を今までも努めておりました。それにつきまして、新旧対照表の中にもあり

ます第3条の部分になりますが、特別支援学級または特別支援学校への就学に関する適切な相談助言と判定を行うという項目については以前から変わってはおりませんが、趣旨を十分踏まえている内容であります。園、学校、保護者に十分わかりやすく説明できるような資料を提供していきたいと思っております。

委員

給食についての報道があったかと思いますが、小学校等で給食を作っている先生については手洗いや異物混入に本当に気を使って作っていただいておりますが、出入りされる業者さんも一生懸命されているとは思いますが、事が起こってからの調査も必要かと思いますが、それ以前の検査や調査というのは定期的にされているのでしょうか。

事務局

職員については衛生管理基準が学校給食法の中にうたわれております。調理員を含めて検便については毎月2回しておりますし、ノロウイルス等が発生した場合や環境的なものが出てきた場合については、学校長を中心に対応するとともに、医療機関へ受診をしていただき、安心安全な給食の態勢を作っていきます。また、業者には私たち職員が一緒に入りながら指導の徹底を図っているところであります。同じ業者同士の中でも統一のとれた指導方法を考えながら指導させていただきました。出入り業者についても法律のもとに動いておりますので、検便等については義務ではありませんが、私たちの指導の中でお願いさせていただいております。

事務局

次回の教育委員会定例会は、平成26年4月23日（水）午後3時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長

最後になりましたが、2月26日より教育委員にご就任いただきました山川委員様より一言ご挨拶いただきたいと思います。

（山川委員より就任のあいさつ）

委員長

それでは、これで第4回松阪市教育委員会定例会を終わります。